		不燃	開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
						卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外					6kW以下	100	15	15	15	
		不燃					6kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料						—	100	30	30	30	

備考1　「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。

2　「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3　「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別				入力	離隔距離（cm） 上方	側方	前方	後方	備考
電気温風機	不燃以外			2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
	不燃			2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					—	20 注1	—	20 注1	
					—	10 注2	—	10 注2	
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	
					—	15 注1	—	15 注1	
					—	10 注2	—	10 注2	
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
					—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	
					—	10 注2	—	10 注2	